

大分県報

令和四年

号外（六三）

九月三十日

（金曜日）

目次

規則

職員の日休休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部改正……………一

人事委員会規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正……………一

訓令

臨時任用職員に関する規程の一部改正……………一

会計年度任用職員に関する規程の一部改正……………二

規則

職員の日休休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月三十日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県規則第四十三号

職員の日休休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の日休休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則（昭和二十六年大分県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

附則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

○人事委員会規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年九月三十日

大分県人事委員会委員長 石井久子

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第六条第二項第二号中「を」している職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。）を「（次に掲げる育児休業を除く。）を」している職員に改め、同号に次のように加える。

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

業
ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

第十二条第二項第二号中「を」している職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。）を「（第六条第二項第二号イ及びロに掲げる育児休業を除く。）を」している職員に改める。

附則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

○訓令 甲

大分県訓令第十八号

本庁
地方機関

臨時任用職員に関する規程（昭和三十七年大分県訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

令和四年九月三十日

大分県報号外（規則・人事委規則・訓令甲）

一

令和四年九月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第十九条第一項中「の」を「その他の法令の」に改める。

別表第二の十の項中「八週間を」を「一年を」に改める。

第四号様式中「~~健康保険法~~」を「~~社会保険法~~」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年十月一日から施行する。

大分県訓令甲第十九号

本 庁
地 方 機 関

会計年度任用職員の管理に関する規程（令和二年大分県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

令和四年九月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第二十七条第二項中「第二条の三第三号ロ」を「第二条の三第三号ハ」に、「第二条の四第二号」を「第二条の四第三号」に改める。

第三十条中「健康保険」を「地方公務員共済組合」に改める。

別表第二の十の項中「八週間」を「一年」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年十月一日から施行する。